

申告期間 2/16(金)~3/15(金)

# 税の申告はお早めに

税金は、福祉や防災などの行政サービスを行うための重要な財源です。

そのうち住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、令和6年1月1日現在、区内在住の方を対象に、令和5年中の所得に対して、同6年度に課税されます。

申告書は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

課税係/3階  
☎(3228)8913  
FAX(3228)8747

## 特別区民税・都民税(住民税)の申告はなるべく郵送で区役所へ

申告が必要と思われる方へ、「令和6年度特別区民税・都民税(住民税)申告書」を2月5日に郵送しました。同封の「申告の手引き」を参考に必要書類を用意し、申告書を作成して、原則、郵送で課税係へ提出してください。

申告書の書き方や必要書類が分からない方は、課税係へ問い合わせを。

☆昨年中に転入した方には、申告書を郵送していません。必要な方は、下記の配布場所にて受け取りを。区役所からダウンロードもできます

**受付日時** 2月16日(金)~3月15日(金)の  
平日午前8時30分~午後5時

**申告書  
配布場所** 区民活動センター、  
区役所3階1番課税係窓口

## 中野区特別区民税・都民税 税額シミュレーションシステムのご利用を

特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができるサイトです。右記の二次元コードからアクセスできます。



## 個人事業税の申告は都税事務所へ

新宿都税事務所 ☎(3369)7154

個人で事業を営んでいる方のうち、所得税や住民税の申告をしない方は、前年中の事業の所得などを3月15日(金)までに都税事務所へ申告してください。

**申告場所** 新宿都税事務所(新宿区西新宿7-5-8)  
中野都税事務所(中野4-6-15)

☆中野都税事務所では相談できません

## 所得税などの申告は税務署へ

中野税務署 ☎(3387)8111(代) ☆自動音声案内

確定申告書の作成は、国税庁内「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。中野税務署内に申告書作成会場はありません。

## 相談等がある場合は申告書作成会場へ

**受付日時** 2月16日(金)~3月15日(金)の  
平日午前8時30分~午後4時

☆相談開始は9時15分。なお、2月25日(日)は開場

**申告書  
作成会場** ベルサール新宿セントラルパーク  
(新宿区西新宿6-13-1 住友不動産新宿  
セントラルパークビル1階)

## 入場整理券が必要です

LINEアプリで事前に入手  
できます。

☆当日会場でも若干数配布



▲国税庁公式  
LINEアカウント

## 申告書作成会場で申請できます マイナンバーカード

マイナンバーカード交付係/1階  
☎(3228)5425 FAX(3228)5653

中野区、新宿区在住の方が対象。本人確認書類を持って、当日直接、上記の申告書作成会場へ。

**日時** 2月25日(日)~27日(火)午前10時~午後4時



▲マイナンバー  
キャラクター  
「マイナちゃん」

## 令和6年度からの 住民税の主な変更点

### 均等割の加算終了

防災施策に必要な財源を確保するための住民税均等割の特例(1人年額1,000円の加算)が終了します。

### 森林環境税(国税)の導入

1人年額1,000円の森林環境税(国税)を住民税と一緒に課税します。森林環境税については、総務省をご覧ください。

	令和5年度	令和6年度
住民税均等割額	5,000円	4,000円
森林環境税(国税)	-	1,000円
合計	5,000円	5,000円

### 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の住民税の課税方式は、所得税と同じ課税方式にします。

### 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

30歳以上70歳未満の国外居住親族は、留学生や障害者などを除き、扶養控除や非課税限度額等の算定に係る扶養親族の対象となりません。

## 対象の方は確認しましょう

### 医療費の通知書は医療費控除の明細になります

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ、医療費の総額などを記載した通知を郵送します。届いたら大切に保管してください。

なお、通知に記載していない月の医療費などは、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。

### ◆国民健康保険では

令和4年11月~同5年10月に健康保険適用の医療を受けた方で、同6年1月19日現在、区内在住の方が対象。2月上旬に郵送予定です。

**問合せ** 国保給付係/2階

☎(3228)8954 FAX(3228)5655

### ◆後期高齢者医療保険では

対象の方へ、1月下旬に郵送済みです。

**問合せ** 後期高齢者医療係/2階

☎(3228)8944 FAX(3228)5661



## 税の申告 Q&A

**Q1** 昨年複数の会社で働いていました。どのように申告すればいいですか

**A1** 全ての勤務先から「給与所得の源泉徴収票」を発行してもらい、所得税の確定申告をしてください。所得税の還付を受けられる場合があります

**Q2** 公的年金収入以外の所得がありました。申告は必要ですか

**A2** その他の所得がある方は、住民税の申告が必要です。ただし、その他の所得金額が20万円を超える場合や所得税の還付がある場合は、税務署で所得税の確定申告をしてください

**Q3** 収入が無くても、申告は必要ですか

**A3** 収入が無い方も、住民税申告書裏面の連絡書欄に記入して区役所へ提出してください。提出しないと税証明書を発行できないことや、国民健康保険料などが高くなる場合があります

### 障害者控除等の対象になる場合も

障害者相談係/1階 ☎(3228)8956 FAX(3228)5665

満65歳以上の方は、障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりまたは認知症などの状態により、障害者控除、特別障害者控除の対象となる場合があります。申告には、区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

### ◆医療費控除の対象となる在宅サービス費用もあります

医師との適切な連携の下に行われた身体介護を伴う居宅介護や重度訪問介護等の障害福祉サービスを受けると、その費用が医療費控除の対象となることも。申告には、サービス提供事業者発行の「障害福祉サービス等利用料領収証」が必要です。

### 介護保険で控除の対象になるか確認を

介護保険料は社会保険料控除の対象です。また、介護サービスを利用している方は、サービスの種類によって利用料の一部が医療費控除の対象になる場合があります。

**問合せ** 介護保険料=介護資格保険料係 ☎(3228)6537、介護サービス利用料=介護給付係 ☎(3228)6531 ☆いずれも区役所2階、FAX(3228)8972